

第30回 総会議事録

日 時 令和4年10月13日(木) 13時15分

場 所 山形市庁舎 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第30回総会（定例）

日 時：令和4年10月13日（木）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

第30回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第131号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第132号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第133号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の
指定について

議第134号 農用地利用集積計画について

議第135号 山形農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第4条の規定による許可について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

(8) 農地証明の交付について

6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和4年11月14日（月）
- (2) 次回の委員調査について 令和4年11月10日（木）

7 その他

- (1) 農作業賃金・機械利用料金の調査依頼について
- (2) 農地中間管理事業の未マッチング農地について
- (3) 利用状況調査における遊休農地（黄色区分）の判断について

8 閉 会

第30回総会議事録

(令和4年10月13日(木) 市庁舎7階 701AB会議室)

出席委員 24名
欠席委員 0名
開 会 午後1時15分

事務局	<p>それでは、現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数24名、欠席委員数0名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は第1ブロックから後藤 推進委員、第2ブロックから中村 推進委員、第3ブロックから會田孝征推進委員、第4ブロックから斎藤祐治推委員が出席しております。</p> <p>また、本日の傍聴人は2人です。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p> <p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、1番安達委員、2番石川委員をお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第131号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p> <p>議第131号農地法第3条の規定による許可申請について、2ページの52号から3ページの57号まで6件で、農地の所在地、借受人・譲受人、貸出・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。</p> <p>なお、8月の定例総会で許可保留となった、村木沢地区村木沢の畑を市外の居住者が取得しようとした42号案件については、現在、農地の利用計画を見直し、申請書類の補正を進めていると報告を受けています。</p> <p>2ページをお願いします。</p>

	<p>52号は出羽地区漆山の畑673㎡について、所有権移転による経営拡張です。平成30年2月及び令和4年2月の総会で許可を得て取得した畑に近接および隣接する農地の譲り受けです。委員調査をお願いしています。</p> <p>53号は本沢地区菅沢の畑367㎡について、所有権移転による経営拡張です。ほうれん草、オクラなど野菜を栽培します。</p> <p>54号は南山形地区黒沢の樹園地964㎡について隣接地の買受です。現在、作付けのない樹園地で桃の栽培を始めます。</p> <p>55号は南山形地区黒沢の畑251㎡について隣接地の買受です。現在植えられているサクランボを引き続き栽培します。</p> <p>56号は南沼原地区飯沢の田1,665㎡について、残存小作地である借入地の買受です。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>57号は本沢地区長谷堂の田畑8,652㎡について、農業者年金再設定のため使用貸借権の設定です。</p> <p>以上の6件につきまして、許可相当と考えております。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。以上11件につきまして、ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>はじめに、52号について5番今野委員から報告をお願いします。</p>
今 野 委 員	<p>5番今野です。52号の申請人、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権の移転です。譲受人は■■■■さん■■■■歳です。農業従事日数は300日。職業は農業兼会社役員ということです。■■■■の■■■■をしていらっしゃるとのことでした。会社は■■■■にあります。世帯状況ですが、■■■■とのことです。申請地ではバナナを主体に栽培を行いたいと考えております。ニンニク、タマネギの話もありましたが、販売用ではなく自家用にしたいとのことでした。営農状況ですが、田が1,910㎡、畑が3,986㎡、樹園地が4,208㎡、合計10,104㎡です。農機具の所有状況ですが、耕運機2台、動噴2台、草刈り機2台、草刈り機乗用のものだそうです。トラック1台、トラクターも02台ありますが、野ざらし状態だったので、動くかお聞きしたところ、1台購入する予定とのことでした。売買価格ですが、■■■■円。10aあたり■■■■円となります。通作距離は■■■■ですが■■■■のとなりでありまして、■■■■、車で■■■■の距離にあるとのことです。今回の申請は今年3月に許可を得た畑に一部バナナを植え栽培しておりますが、その栽培状況から経営拡張できるとの手ごたえを得たため、経営拡張として、3月の許可をもらった隣の農地を買い受けるものです。収穫量ですが、将来的には1tを見込んでいるとのことでした。はじめての試みなので、いまのところは、栽培の確立、増産の目途、苗の普及等を目指していきたいとのこと。</p>

	<p>バナナはバショウ科であり、この種類は越冬することができるそうです。方法は根元から切ってヌカで覆えば大丈夫との話はなしでした。またハウスも作りたいということで、現場を確認しましたが、バナナが生っておりました。結城さんは土木業を兼ねているということで、現場用の足場パイプを利用してハウスを作っていききたいとのことでした。来春を目途に建てたいとのことでした。譲渡し人は67歳ですが、病気がちで中々農作業がきびしいということで、今回の申請になりました。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。</p>
森 田 委 員	<p>21番森田です。既存樹園地4, 208㎡の栽培作目をお聞きしたい。</p>
今 野 委 員	<p>5番今野です。作付けについては梅、桃、サクランボ、梨、それからバナナとなっております。</p>
森 田 委 員	<p>21番森田です。それは販売をしているか。</p>
今 野 委 員	<p>5番今野です。4, 000㎡のところに作付けしているので、ある程度普の販売はしているものと思います。</p>
森 田	<p>21番森田です。了解しました。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
佐 藤 委 員	<p>18番佐藤です。昨年許可したところにはまだバナナを植えていない状況ときいています。バナナ栽培をキチンとやる気があるのか。お聞きしたい。</p>
今 野 委 員	<p>5番今野です。確かに去年許可した所にはまだ植えられていませんが、試験的に植えているバナナは10数株あります。ご本には増殖しながら植えていきたいという計画です。</p>
佐 藤 委 員	<p>18番佐藤です。このあたりでバナナ栽培となると採算が取れないのではないかと考えます。それを試験的にするのは分かりますが、経営としてやれるのか。荒廃農地とならないのかお聞きしたい。</p>
今 野 委 員	<p>5番今野です。本人的には現在採算は取れていない。初の試みなので増殖や販売がどうできるか手探り状態だが頑張っていきたいとのことでした。これについてはこちらから無理でしょうか、できないでしょうかとは言えないと思います。</p>

佐藤委員	18番佐藤です。了解しました。
議長	<p>その他ありませんか。 無いようですのでお諮りします。 それではお諮りします。議第131号について、許可することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議第131号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。次に進みます。 議第132号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。 なお、本議案には12番日下部委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会への参与を控えていただきます。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。 議案書の4ページ、議第132号農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。 案件は差替え資料の5ページの22号から6ページの26号まで5件で、位置図等詳しくは7ページからになります。 7ページをご覧ください。 22号は、県村山総合支庁河川砂防課が発注した一級河川松尾川の改修工事を行うため、[]から[]ほどに位置する蔵王地区表蔵王の田450㎡に、一時転用による仮設事務所及び駐車場の設置です。 8ページをご覧ください。 23号は、[]から[]ほどに位置する南沼原地区明神前の畑260㎡で、2種農地と判断されます。 将来、親の介護等が必要になった場合、すぐ駆け付けられる距離で、生まれ育った地域にある、当該農地を親から借受け、一般住宅を建築するものです。 9ページの差替え資料をご覧ください。 24号は、[]から[]ほどに位置する、楯山地区塔の前の畑376㎡で、1種農地と判断されます。 子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になったことから住宅を建築したいと考え、実家の農作業手伝いが可能で、実家に近い、当該農地を親から借受け、農家分家住宅を建築するものです。 10ページの差替え資料をご覧ください。 25号は、市道中野南線銅谷口橋整備工事を行うため、[]の[]ほどに位置する大郷地区八幡前の畑585㎡に、一時</p>

<p>事務局</p>	<p>で、農業委員会法第 31 条の規定により、総会では参与を控えていただきます。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議長。</p> <p>議案書の 14 ページをご覧ください。</p> <p>議 第 134 号農用地利用集積計画についてです。</p> <p>この度は、農地中間管理事業による借入れがありますので、中間管理機構の借り入れと分けて集計しております。</p> <p>はじめに、農地中間管理事業以外の分について説明します。</p> <p>15 ページをご覧ください。</p> <p>1. 利用権設定について、 地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。 契約期間別では、3 年以上 6 年未満が 3 筆、6 年以上 10 年未満が 2 筆、10 年以上が 8 筆 面積は計 18,418 m²です。</p> <p>2. 所有権移転について、 右上の地目別設定面積の内訳は記載のとおりで 計 264 m²です。 利用権設定の内訳は、16 ページの 47 号から 17 ページの 53 号まで 7 件で、内容は記載のとおりです。 所有権移転についての内訳は、18 ページの 2 号 1 件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>次に、農地中間管理事業による借入れ分について、 19 ページをご覧下さい。</p> <p>1. 利用権設定について、 地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。 契約期間別では、3 年以上 6 年未満が 2 筆、10 年以上が 93 筆 面積は計 165,754 m²です。</p> <p>山形県農地中間管理機構は、新規の貸し借りをを行う場合、所有者から農地中間管理機構が借り受け、同時に借受け希望者に貸し付ける「一括方式」による権利設定を行うこととしています。</p> <p>このたびは、「公益財団法人やまがた農業支援センター」が借り受けと同時に貸し付けを行うもので、内訳は、20 ページの 183 号と 254 号から 39 ページの 242 号と 276 号までの 120 件で、内容は記載のとおりとなっています。</p> <p>申請件数は 120 件ですが、所有者と実質的な借受人の貸し借りは 60 件です。</p> <p>なお、農地中間管理事業分は、8 月に山形市農業振興協議会の農地中間管理事業部会の審議したマッチング案に基づき利用集積計画を作成したもので、地域の合意により定められた担い手等を選定している状況です。</p> <p>農用地利用集積計画の公告日は、10 月 25 日（火）の予定です。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします</p>
------------	--

議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですのでお諮りします。議第134号について、適当であると認めることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第134号農用地利用集積計画について、適当であると意見することに決めます。 次に進みます。 議 第135号山形農業振興地域整備計画の変更について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。 議案書の40ページをご覧ください。 議 第135号山形農業振興地域整備計画の変更についてです。 この度は、農用区域からの除外と農用区域への編入です。 はじめに、41ページをご覧ください。 農用区域からの除外が5件です。 42ページをご覧ください。 1号は滝山地区神尾の畑146㎡の除外です。 計画者は、[]の[]を務めており、[]で、 []に設置している[]の駐車場スペースが不足しているため、現在、計画者の宅地の一部を[]と[]の駐車スペースとして利用しています。 同社では早朝からの作業にあたることから、集落内の住民に騒音による迷惑をかけている状況を改善するため、集落に影響が少ない除雪センターの隣接農地に駐車場を拡張するものです。 43ページをご覧ください。 2号は西山形地区の富神山近くに位置する柏倉の田330.58㎡の除外です。 先月の総会で優良田園住宅の建設計画について意見を求められ、適当であると意見を付して回答した案件で、田園住宅を建設するものです。 44ページをご覧ください。 3号は楯山地区十文字の畑498㎡の除外です。 計画者は、[]などを行う[]ですが、駐車場が狭く、高所作業車やトラック・バンなどの社用車と従業員車両、来客用駐車スペース不足しているため駐車場を拡張するものです。 45ページをご覧ください。 4号は楯山地区十文字の畑51.95㎡の除外です。 計画者は、[]を行う[]ですが、駐車スペースが不足しているため駐車場を拡張するものです。 46ページをご覧ください。</p>

	<p>5号は大曾根地区東古館の畑 750.57 m²の除外です。 計画者の山形農業協同組合が所有する配送センターの駐車場の一部、市道拡幅により収用されるため、職員駐車場を整備するものです。 47ページをご覧ください。 農用地区域への編入については記載の1件です。 48ページをご覧ください。 7号は楯山山地区十文字の畑 450.92 m²です。 計画者は、令和2年9月に農家分家住宅を計画し、令和3年3月に農用地からの除外手続きを受けましたが、当該地に埋設されている最上川中流土地改良区のパイプラインの試掘を行ったところ、埋設管移設工事の費用が膨らみ、転用計を中止することになったため、再度、農用地区域に編入するものです。 以上、農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、ご審議の程よろしくお願いいたします</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
推 名 委 員	<p>20番推名です。7号案件ですが、売買するとき下に埋設してあることは分かっていたのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>登記簿を確認させていただきましたが、XXXXXXXXXXはありませんでした。ただし、売買する双方であること自体は分かっていたかと思えます。見てお分かりのとおり田んぼではないもので、試掘が必要になったとお聞きしましたので、埋設場所が特定出来ていなかったということでした。この切り回しの具体的な指示が示されたということで、切り回しの費用を計算したところ非常に高額になったということでした。</p>
推 名 委 員	<p>20番推名です。切り回しとはルートを変えるという意味か。</p>
事 務 局	<p>そのとおりであります。</p>
推 名 委 員	<p>20番推名です。了解しました。</p>
草 苳 委 員	<p>8番草苳です。以前から委員調査の対象案件の規程の見直しが必要でないかと申し上げてきました。農用地区域の除外について農業委員会が同意するかどうかなんかと言うことで、この意見を出すときにも現場を確認して報告してもらったほうが良いのではないかと。</p>
事 務 局	<p>判断基準についての取り扱いについては令和2年6月12日に総会にて決めていただいたこととさせていただきます。運営委員会にて調査した方が良いものについては調査を行うということで、皆さんから同意を得たものとさせていただきます。また、そこに問題が発生しているという</p>

草 苧 委 員	<p>ことであれば再度審議を検討させていただきますので、まずはお預かりさせていただきたいと思います。</p> <p>8番草苧です。転用の基準と農用地の除外の基準を同一にしないとあとで齟齬が出てくるという点が1つと。面積の基準を変更しないではあれば農用地にも同一の基準で望まないとおかしくなると言う主旨で話させていただきました。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>それではお諮りします。議第135号について、適当であると認めることに異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議 第135号山形農業振興地域整備計画の変更について、適当であるとの意見を附し、市長あて回答することに決めます。</p> <p>これで議事を終了します。</p> <p>次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>先に議案書を送付しておりますので、報告事項(1)から(8)まで、案件名と件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>49ページから 報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、19件を受理しています。</p> <p>なお、52ページに記載の78号について地区名の記載誤りがありましたので、修正した差替え資料を配付しております。</p> <p>60ページから 報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理について、2件を受理しています。</p> <p>62ページから 報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理について、4件を受理しています。</p> <p>64ページから 報告事項(4)、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、6件を受理しています。</p> <p>66ページから 報告事項(5)、農地改良届出書の受理について、1件を受理しています。</p> <p>68ページから 報告事項(6) 農地法第4条の規定による許可について、1件の許可証を交付しています。</p>

議 長	<p>70ページから 報告事項(7)農地法第5条の規定による許可について、4件の許可証を交付しています。</p> <p>72ページから 報告事項(8)農地証明書の交付について、1件の証明書を交付しています。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>以上で、議案書に係る審議及び報告が終了しましたので、傍聴人は退出をお願いします。</p> <p>(傍聴人、退出)</p>
議 長	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>次回の定例総会は、令和4年11月14日 月曜日に開催予定です。</p>
事 務 局	<p>委員調査について、調査日が11月10日 木曜日の予定です。</p> <p>調査委員は、9番 丸子委員 10番 長澤委員にお願いしたいと思います。件数が多い場合などは12番 日下部委員にもお願いする場合がございます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>次に、7のその他について事務局よりお願いします。</p> <p>はい。議長。</p> <p>(1)農作業賃金・機械利用料金の調査依頼について (2)農地中間管理事業の未マッチング農地について 資料に基づき説明する。</p> <p>他に皆さんからありませんか 何もなければ、これで第30回総会を終了します。ご苦労様でした。</p> <p>(閉会午後2時54分)</p> <p>以下空白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員